

第3章 計画策定の背景

1 世界・国の動き

平成7年(1995年)に北京で開催された「第4回世界女性会議」においては、「北京宣言」が採択され、女性への暴力、環境、政治参加を含む平成12年(2000年)までの優先事項として12項目の戦略目標が定められました。そして、平成12年(2000年)には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、行動綱領が各国でどれだけ達成されたかを検討評価し、今後の各国の取るべき行動目標が成果文書として採択されました。

平成17年(2005年)には、第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)において、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、更なる女性の自立と地位向上に向けた取組や、今後の課題について協議されました。

平成22年(2010年)には、第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)が開催されました。

一方、国においては、平成8年(1996年)に内閣総理大臣の諮問機関である「男女共同参画審議会」から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。この答申は、第4回世界女性会議の成果を踏まえて、平成22年(2010年)までを念頭に男女共同参画社会への展望とその概念、目標を明確にして取り組むべき方向についてとりまとめたものです。政府はこれを受けて、平成8年12月に男女共同参画社会の理念を確立し、明確な目標を示す「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

更に、平成11年(1999年)には、男女共同参画社会の基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

平成12年(2000年)には、この法律に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、平成22年(2010年)までの施策の基本的方向などを明確にしました。平成13年(2001年)には、内閣府に男女共同参画局の設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)の制定、平成14年(2002年)には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、平成16年(2004年)には「DV防止法」が改正、さらに、平成27年8月(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性の活躍と男女共同参画社会を推進していくための体制強化を図っています。

2 愛媛県の動き

愛媛県においては、昭和 62 年（1987 年）に女性の社会参加の促進、能力の開発などを図るための拠点として「愛媛県女性総合センター」が開館し、平成 3 年（1991 年）に男女共同参画を推進する中核機構として「えひめ女性財団」が設立されました。

平成 4 年（1992 年）には、「愛媛県女性行動計画」が策定され、その後、一部の改定を行いながら男女共同参画社会の形成に向け、様々な施策を総合的・体系的に展開してまいりました。そして、平成 12 年度（2000 年度）に計画期間が終了したため、平成 13 年（2001 年）に新たに「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」が策定されました。

さらに、平成 14 年（2002 年）には、愛媛県の特長や実態に即して実効ある男女共同参画を進める根拠として「愛媛県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 18 年（2006 年）には、「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ 21～」の中間改訂が行われ、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。

平成 21 年（2009 年）には、平成 19 年（2007 年）の「DV防止法」の一部改正やこれに伴う平成 20 年（2008 年）の国の見直しを受け、「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を改訂しました。

平成 23 年（2011 年）には、「第 2 次愛媛県男女共同参画計画」が策定され、引き続き県民総ぐるみでの男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。